

第3章 「ボリバル革命」

1. 「ボリバル革命」とは

チャベス大統領が標榜する「ボリバル革命」とは一体何であろうか。

「ボリバル革命」は、独立の志士シモン・ボリバル、その師で貧困層の教育に身を捧げたシモン・ロドリゲスおよび有産階級に対して蜂起した混血の闘士エセキエル・サモラという3人の歴史的英雄の思想を具現するものであるとされている。シモン・ボリバルは、周知のとおり、宗主国スペインに対する経済的従属から開放されるためには政治的独立の達成が不可欠であるとして自由と独立のために闘ったアンデス諸国共通の英雄である。彼は中南米人のアイデンティティを主張したが、狭いナショナリズムを排し、中南米の統合を主張した。また、国家とは可能な限り最大の幸福、最大の社会保障および最大の政治的安定をもたらすべきものと考えた。英国の制度を理想としたが、共和制のもとでは、強力な行政府が必要であると考え、また道徳と教育を重視した。若くして両親に先立たれたボリバルは祖父の書記をしていたシモン・ロドリゲスから最も深い感化を受け、特に自由、開放の精神を学んだ。シモン・ロドリゲスは勤労と教育を重視し、特に技術教育の普及に努め、またエセキエル・サモラは法の下での平等などの階級闘争を目指して「連邦戦争」(1859-63)を指揮した人物である。

この革命にボリバルの名が冠せられたのは、現代の新たな従属からの開放と自由、独立のために闘うという意味を込めるとともに、ベネズエラ国民を惹きつける象徴的な意味合いもあろう。シモン・ボリバルはすべてのベネズエラ人にとり祖国への献身と犠牲の象徴で、神聖であり、ボリバル崇拜はほとんど宗教的性格を帯びているからである。「祖国の父」に対する国民大衆の崇拜にはメシア信仰的なものがあり、チャベス大統領としては自らボリバルの事業の後継者をもって任ずることにより、それを大衆動員のための戦略として利用しているといえよう。「ボリバル革命」としてイデオロギー的に体系化された明確な理論があるわけではなく、種々雑多の考え方 (ideas) の寄せ集めと言っても差し支えないのではないか。チャベス大統領は「自分は右でも左でもない、マルクス主義者でも、反マルクス主義者でもない、革命的ボリ

バル主義者だ」とか、「自分は野蛮な資本主義には反対だが、人間的な資本主義には反対しない」^{注21}と述べていたが、最近では「キリストもボリバルもいま生きていれば社会主義者になったであろう。古い社会主義ではなく、21世紀の社会主義を模索しなければならない」^{注22}と述べている。

「ボリバル革命」なるプロジェクトは1964年にダグラス・ブラボ（革命家、「第三の道」の指導者）らが起草したベネズエラの政治・軍事状況に関する報告書（「山の文書」）のなかで初めて現れる。その中で、ボリバル「解放軍」による左翼の軍事蜂起を通じ歴史の継続を図るべきであると主張している。既に挫折していたゲリラを軍のなかに取り込み、軍・民協同の革命を実行すべしとするものである。その後、軍内部にチャベスらが中心となって「ボリバル主義愛国革命軍人委員会」ができ、次に「ボリバル軍」、さらに「MBR-200（ボリバル革命運動—200）」が形成される。チャベスは当初ダグラス・ブラボと組んでいたが、その後彼を遠ざけ、「現役軍人革命同盟（ARMA）」の理論家アリアス・カルデナスと組む。92年のクーデター失敗後、チャベスが獄中で起案した「この迷路からいかに脱出するか」という文書で、彼は「同胞同士の殺し合いではあるが、正当かつ合法的」だとして市民戦争の可能性にも言及している。釈放されてからは選挙棄権運動を提唱するが、ミキレナから選挙に打って出れば勝つ可能性があると言われ、そこで「平和的、民主的革命」の構想が生まれた。選挙で政権をとり、政府の側から革命を実行する、古典的な代表制民主主義を通して政権をとり、一旦政権についてからは人民の信託を無制限に行使する、という戦略である。チャベスはノルベルト・セレスーレ（第II章注19参照）から主として次の二つの思想的影響を受けている。一つは国内統治の面で、人民と軍が一体となり、軍・民協同体制の上に立ってカウディージョ（大統領）が治めるべきであるとする考え方である^{注23}。人民の正当性の上に立って（「チャベスとともに人

^{注21} Agustín Blanco Muñoz, “Habla el Comandante”, 1998.

^{注22} 05年3月20日の「アロー・プレシデンテ」。なお、05年2月の第4回「社会的債務サミット」においても、「資本主義のモデルでは貧困問題は解決できない。過去のものとは異なる21世紀の社会主義を創造する必要がある。援助（施し）よりも真の交易を。」と述べている。

^{注23} Norberto Ceresole, “Caudillo, Ejército, Pueblo”, Ediciones Al Andaluz, Madrid.

民が統治する)、軍(絶対服従)を通して治める。その場合、軍は政党の役割を果たす。セレスローレはこれを「ポスト民主主義」モデルと呼んでいる。もう一つは国際面で、冷戦後の世界は米国一極体制に陥る危険性がある。これを回避するために米国に反対ないし抵抗する政府(イラン、リビア、キューバ、中国、ロシア等)および勢力と戦略的同盟関係を結び、新しい国際秩序を構築すべしとするものである。

「ボリバル革命」の理論的枠組みは、チャベスが獄中で起草した「この迷路からいかにして脱出するか」という文書ならびに 96 年の新自由主義経済政策に基づくカルデラ政権の「アジェンダ・ベネズエラ」に対抗して出された「ボリバル代替アジェンダ」等から推測するほかない。基本的には次の 8 点に集約されよう。(1) 社会改革(貧者に権力を)、(2) 民主主義の新モデルの構築(大衆の参加)、(3) 新しい国家制度の創設、(4) 腐敗の一掃、(5) 新たな経済システム創設に向けた新しい生産モデルの構築(資本主義モデルの超克、内生的核の強化、但し私有財産は尊重<チャベス:「世界は動いている」>) (6) 大土地所有制の排除、(7) 軍・民の新たな同盟関係、(8) 多極的国際システムの推進。なお、「ボリバル革命」は最初の 10 年間(2001-10)を移行期(「銀の 10 年」、後の 10 年間(2011-20)を完成期(「金の 10 年」としており、チャベス大統領が 2021 年まで政権の座にいる可能性を示唆する根拠はここにある(但し、その場合には当然憲法改正が必要となる)。もっとも、チャベス大統領のイデオロギーと真に意図するところについてはあいまいで、相矛盾する点が多く、厳密な定義づけを試みると実態と遊離する恐れがある。

2. その法的枠組み

チャベス大統領は就任後先ず「ボリバル革命」の法的枠組みを整備すべく憲法改正に取り組んだ。新憲法は 131 名の構成員のうち 125 名をチャベス派が占める制憲議会において起草され、国民投票で承認された後、99 年 12 月発効した。同大統領は新憲法に基づく選挙で再選され、2000 年 8 月 19 日に再度就任したが、新憲法はそれまでの 1961 年憲法と比べ以下の特徴がみられる。

ポリバル主義の強調：国名をベネズエラ・ポリバル共和国に変更の上、前文において「神および解放者シモン・ポリバルの歴史的手本に加護を求め…」および第1条で「シモン・ポリバルの教義を基盤にして」と規定し、さらに第107条において「公立および私立の学校においてスペイン語およびベネズエラの地理・歴史とともにシモン・ポリバルの思想を教えなければならない」とある。

参加型民主主義：61年憲法（第3条）では「代表制民主主義」が謳われていたが、新憲法ではこれを排し、随所で「参加型民主主義」が強調されている。（5条：「主権は国民に在り譲渡不能で、国民が直接これを行行使する…」、6条：「ベネズエラ・ポリバル共和国政府は民主的、参加型で」、62条：「すべての市民は公的問題に自由に参加する権利を有する」とした上で、諮問国民投票、罷免国民投票、法案承認国民投票および法律廃止国民投票の4種類の国民投票制度（71-74条）を定めている。

大統領（行政権）の権限の強化：上院、下院の二院制を廃止し、国会を一院制にした（186条）。また、61年憲法では大統領の任期は5年で連続再選は禁止され、再立候補のためには10年の期間を置く必要があったが、新憲法では任期6年で、連続再選（但し1回のみ）を認めている（230条）。さらに、罷免国民投票で大統領が罷免されても残りの任期が2年以内の場合には副大統領が代行する（233条）、国会が副大統領に対し同一任期中に三度不信任を可決した場合には大統領は国会を解散できる、と規定している（240条）。

五権分立：立法、行政、司法の三権の他に「市民権」および「選挙権」の二権が同等の地位に置かれた。市民権は行政監察庁（オンブスマン）、検察庁および会計検査院からなる（273条）。選挙権は全国選挙審議会が行行使する（292条）。

鉱物および炭化水素資源の国家帰属：ベネズエラの領土、領海、経済水域、大陸棚にあるすべての鉱物、炭化水素資源は国家に帰属し、譲渡不能である旨憲法で規定（12条）された。

先住民保護：前文で「われらの祖先である先住民の英雄的行為と犠牲」に言及した上で、「スペイン語と並び先住民の言語も公用語として尊重される」（9条）とし、「先住民コミュニティの存在とその社会的、政治的、経済的組

織および文化、習慣、言語、宗教、土地に対する権利等々を認める」と定められている（119－126条）。また、国会では先住民に対し3人の議席が確保される（186条）。さらに先住民のコミュニティにおいてはその伝統に従った司法が認められる（260条）。

軍人の選挙権：軍人にも選挙権が付与された（330条）（但し、軍事法廷の判例によれば、国民投票の場合投票はできるが、国民投票を求める署名に加わることは認められていない）。

さらに政府は2001年11月、「大統領授權法」^{注24}の期限が切れる直前に同法に基づき炭化水素法、土地農村開発法、新銀行法、漁業法、マイクロ・クレジット法、全国教育プロジェクト法など49の法律を国会の承認なしに成立させた。

^{注24} チャベス大統領は就任直後の2000年2月17日、過渡的措置として行政府限りで立法化し得る特別権限を議会に要請し、同年4月22日承認された。